

○ 近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 新旧対照表

新	旧
近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 一部改正 令和5年8月23日 一部改正 令和6年9月27日 一部改正 令和7年9月17日 <u>一部改正 令和8年10月22日</u> 第1～第3 (略) 第4 補助金の算定 (1) (略) (2) 補助基準額 要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与 その他特別給与額を加えた額を基準額とする。 ①医師 月額給与 <u>1,024</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>709</u> 千円 ②看護師 月額給与 <u>353</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>806</u> 千円 ③准看護師 月額給与 <u>300</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>626</u> 千円 ④臨床工学技士 月額給与 <u>343</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>862</u> 千円 ⑤上記以外 月額給与 <u>325</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>854</u> 千円 なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。(当該勤務者ごとに年間賞与額に年間基準額で千円未満切捨て。)	近隣地域医療提供体制整備事業実施要領 制定 平成29年11月6日 一部改正 令和元年5月30日 一部改正 令和2年5月1日 一部改正 令和3年9月14日 一部改正 令和4年10月11日 一部改正 令和5年8月23日 一部改正 令和6年9月27日 一部改正 令和7年9月17日 第1～第3 (略) 第4 補助金の算定 (1) (略) (2) 補助基準額 要綱別表1の補助基準額については、次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①～⑤の月額給与に勤務月数を乗じた額に年間賞与 その他特別給与額を加えた額を基準額とする。 ①医師 月額給与 <u>854</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>822</u> 千円 ②看護師 月額給与 <u>350</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>783</u> 千円 ③准看護師 月額給与 <u>291</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>632</u> 千円 ④臨床工学技士 月額給与 <u>356</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>951</u> 千円 ⑤上記以外 月額給与 <u>300</u> 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>690</u> 千円 なお、月の途中で採用又は退職した場合、その月の月額給与については当該月の日数により按分し、実勤務月数が12か月に満たない場合、年間賞与額その他特別給与額については、実勤務月数で按分した額とする。(当該勤務者ごとに年間賞与額に年間基準額で千円未満切捨て。)

新	旧
イ 非常勤雇用の場合 (略) 第5～第6 (略) 附 則 (令和7年9月17日施行以前省略) <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年10月22日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。</u>	イ 非常勤雇用の場合 (略) 第5～第6 (略) 附 則 (令和7年9月17日施行以前省略)